

序章 これからの茨木の都市づくりについて

【資料 1 - 5 参照】

■都市計画マスタープランとは【P.6-14】

都市計画マスタープランとは、「これからの茨木の都市づくり」に向けた基本的な考え方や方向性を示すもの

(1) 茨木の都市づくりのあゆみ【P.6-12】

茨木市基本計画（昭和34年策定）

- 田園都市論や近隣住区論の考え方を基本にした、現在に至る計画的な都市づくり
- 国土軸に位置する交通利便性を活かした工場誘致や万博開催時の駅前整備など、時代の変化に対応した都市づくり



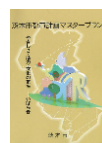
第2次都市計画マスタープラン（平成19年策定）

- 市民まちづくり会議など、策定プロセスへの市民参画による計画づくり
- 高度地区・準防火地域の指定拡大など、将来を見据えた計画的な都市づくり



第1次都市計画マスタープラン（平成10年策定）

- 中学校単位での説明会など、市民参加を大切に計画づくり
- 彩都地区の土地地区画整理事業など、計画的な都市基盤整備による都市づくり



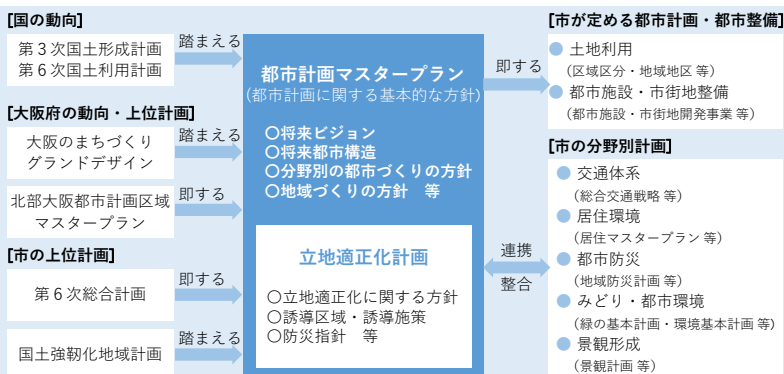
第3次都市計画マスタープラン（平成27年策定）

- 総合計画と連携したワークショップの開催など、策定プロセスへの市民参加による計画づくり
- 大規模工場跡地の土地利用転換への対応など時代の変化に対応した都市づくり
- 市民参加のワークショップや社会実験などによる、人とプロセスを重視した都市づくり



(2) 位置づけ【P.13】

府・市の上位計画や国・府の動向を踏まえ、立地適正化計画との一体的な運用や関連計画との連携を前提に、第6次総合計画における「都市計画」分野のマスタープランとして位置づける



(3) 役割【P.14】

- これからの都市づくりの視点を踏まえた将来ビジョンを示し、市民と共有する
- 分野横断かつ重点的な都市づくりの戦略を示し、将来ビジョンの効果的な実現を図る
- 分野別の都市づくりの方針を示し、都市づくりに関わる各分野との連携・調整を図る
- 市が定める都市計画・都市整備（土地利用、都市施設・市街地整備）の方針を示す
- 地域づくりの方針（地域別構想）を示し、地域単位で特色ある地域づくりを進める

(4) 計画期間【P.14】

- 令和7年(2025年)から令和17年(2035年)までのおおむね10年間

■都市づくりを取り巻く背景【P.15-24】

「茨木市の特性・魅力」「社会情勢の変化」からこれからの都市づくりのキーワードを整理

(1) 茨木市の特性・魅力【P.15-18】

- 山半分・まち半分の地勢
- 市民活動・地域活動がさかん
- 恵まれた交通環境と暮らしやすい生活環境
- 知的資源・文化資源が豊富

(2) 社会情勢の変化【P.19-21】

- 人口減少・少子高齢化への対応
- 激甚化・頻発化する自然災害への対応
- 官民の既存ストックの利活用
- ひと中心のまちづくり
- 環境保全と持続可能なまちづくり

■これからの都市づくりの視点【P.25-27】

背景を踏まえて「特性・魅力を活かす視点」と「変化に対応する視点」を整理

(1) 特性・魅力を活かす視点【P.25-26】

- 山とまちの強みを活かす
- 市民参加の持続と派生
- 生活圏と交通ネットワークの維持・充実
- 産官学民の多様な主体との連携によるまちづくりの実践

(2) 変化に対応する視点【P.26-27】

- 地域コミュニティの持続
- 災害に強く安全・安心なまちづくり
- 暮らしの質の向上と暮らしやすさの維持・充実
- ひと中心の居心地が良いまちなかづくり
- 自然と共生する持続可能なまちづくり

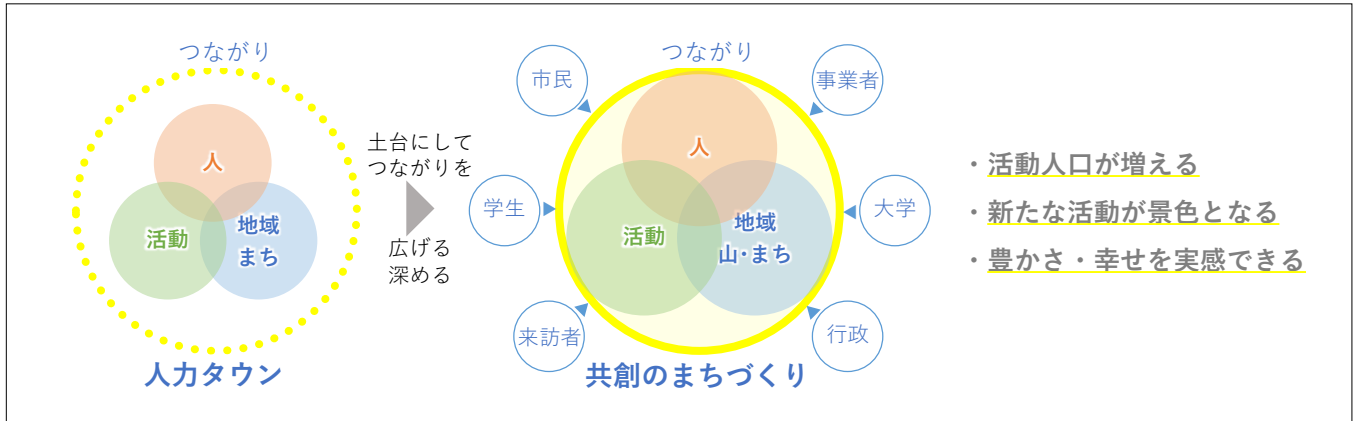
第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

【資料1-5 参照】

■市民と共に創るまちの姿【P.30-33】

これまで積み重ねてきた市民参画の取組による「市民が考えるまちの姿」を土台に、「市民と共に創るまちの姿（暮らしのイメージ）」へと発展させ、将来ビジョンとして設定

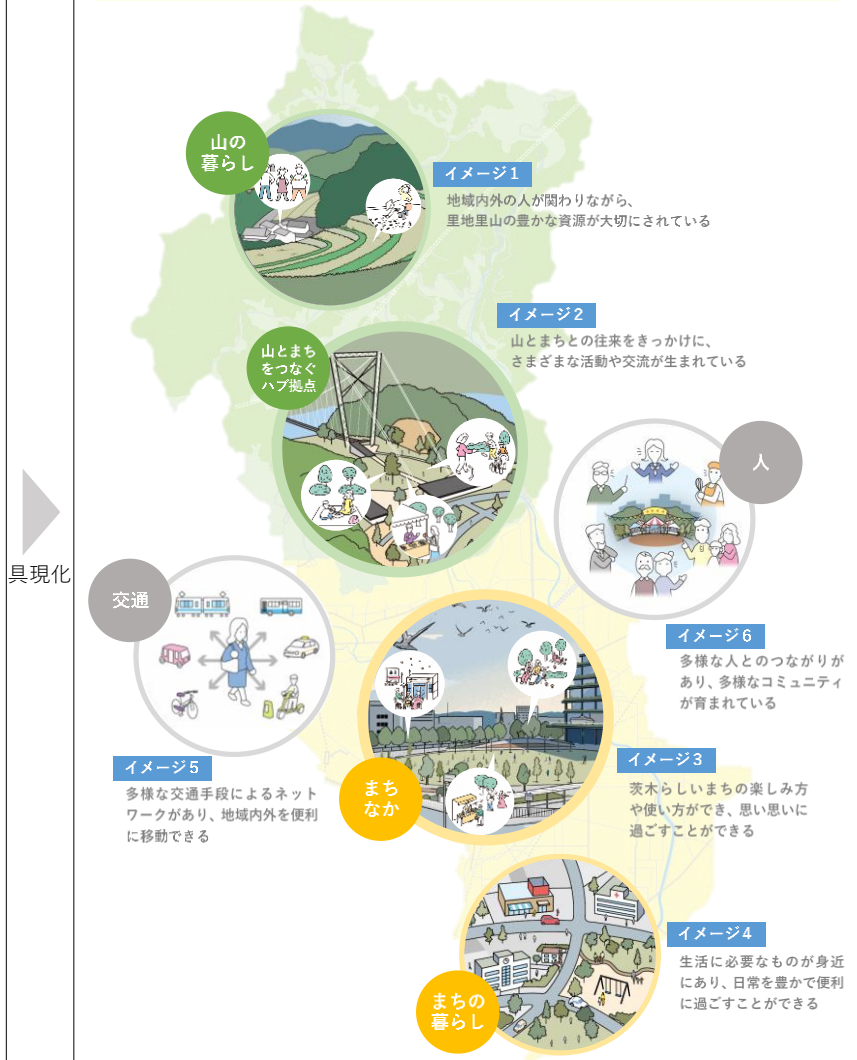
(1)基本理念 ～“考える”から“共に創る”「共創のまちづくり」～【P.30】

市民が考えるまちの姿
+ これからの都市づくりのキーワード

- ①人が育ち、人を育てるまち
 - ・地域住民と育む
 - ・まちづくり組織
 - ・担い手の発掘・育成
 - ・大学生が多い
 - ②挨拶があふれるまち
 - ・コミュニティ醸成
 - ・ソーシャル・キャピタル
 - ③「人持ちになろう」が言葉のまち
 - ・共創のまちづくり
 - ・関係人口・活動人口
 - ④たのしく散歩ができるまち
 - ・ウォーカブル
 - ・回遊性向上
 - ⑤夢に向かってチャレンジができるまち
 - ・おにクル
 - ・大学との連携
 - ⑥いろいろなくらしができるまち
 - ・生活圏の形成
 - ・デジタル技術の活用
 - ・カーボンニュートラル
 - ・サードプレイス
 - ・二拠点居住
 - ⑦なりわいを大切にすまち
 - ・事業者との連携
 - ・地域貢献
 - ・エリアマネジメント
 - ⑧地元で循環するまち
 - ・循環経済
 - ⑨茨木のエエもんを育むまち
 - ・ひと・プロセス重視
 - ・地域資源の利活用
 - ・文化芸術のまちづくり
 - ・観光・交流拠点づくり
 - ⑩身近な自然を守り、使い、育てるまち
 - ・ダムパークいばきた
 - ・みどりのネットワーク
 - ・自然との共生
 - ・カーボンニュートラル
 - ・生物多様性の保全
 - ・グリーンインフラ
 - ⑪人に優しい交通システムを取り入れるまち
 - ・交通環境の維持
 - ・MaaS（マース）
 - ・モビリティマネジメント
 - ・シェアモビリティ・シェアライド
 - ・自転車の利活用
 - ・車中心からひと中心へ
 - ⑫今あるものを工夫して活かすまち
 - ・社会実験
 - ・公共空間の利活用
 - ・リノベーション
 - ⑬もしもの時の備えができているまち
 - ・安全・安心
 - ・地域防災力
 - ・自助・共助・公助
 - ・レジリエンス
 - ・事前復興
- 〇共通するキーワード
- ・ウェルビーイング

(2)暮らしのイメージ【P.31-33】

山とまちが調和した、魅力的で過ごしやすく暮らしやすいまち



第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

【資料1-5 参照】

■都市づくり戦略【P.34-40】

「市民と共に創るまちの姿（暮らしのイメージ）」の実現に向け、分野横断かつ重点的に都市づくりを進めていくための「都市づくり戦略」を設定

戦略1 山とまちを活かす・つなぐ【P.34-36】

戦略1-1 山を活かす

- 来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点づくり
- 既存ストック等の活用に向けた開発許可制度の運用の円滑化・柔軟化



来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点



ダムパークいばきた



見山の郷

戦略1-2 まちを活かす

- 2コア1パーク&モールの都市構造を活かした、ひと中心のまちなかづくり
- 駅前ならではの質の高い都市機能の誘導(2コア)
- 既存ストックや公共空間活用による魅力ある都市空間の創出(1パーク)
- 2つのコアを結ぶ歩きたくなる空間デザインのストリートの創出(モール)



「2コア1パーク&モール」の都市構造



おにクル



中央通り(2040年のイメージ)

戦略1-3 山とまちをつなぐ

- 地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進(みどりをつなぐ)
- 山とまちの移動を支える交通ネットワークの機能充実(みちをつなぐ)
- 山とまちのつながりや賑わいを広げる取組の推進(人・活動をつなぐ)

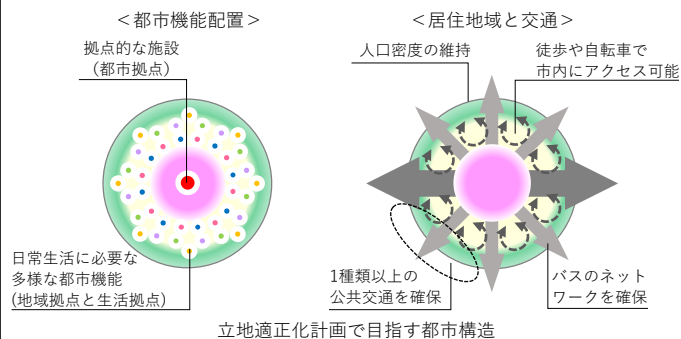


地域資源のネットワーク化

戦略2 拠点と生活圏の維持・充実により暮らしの質を高める【P.37】

戦略2-1 拠点と生活圏の維持・充実

- 地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実
- 生活拠点での生活機能の維持・充実
- 生活圏での暮らしの質の向上



戦略2-2 交通ネットワークの充実・強化

- 拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消
- 公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実

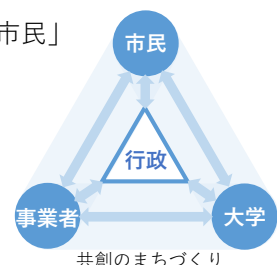
戦略3 魅力的な場と多様な活動により景色を創る【P.38】

- 多様な主体との活動のプロセスを重視しながら、まちづくりのステップを進める
- 活動が日常的に行われる「景色づくり」へと広げ、市域全体につながりと賑わいを創出する



戦略4 産官学民の多様な主体との連携によりまちを創る【P.39】

- 「大学」「事業者」「市民」のそれぞれが持つ力を活かす
- 地域に還元する「共創のまちづくり」を推進する

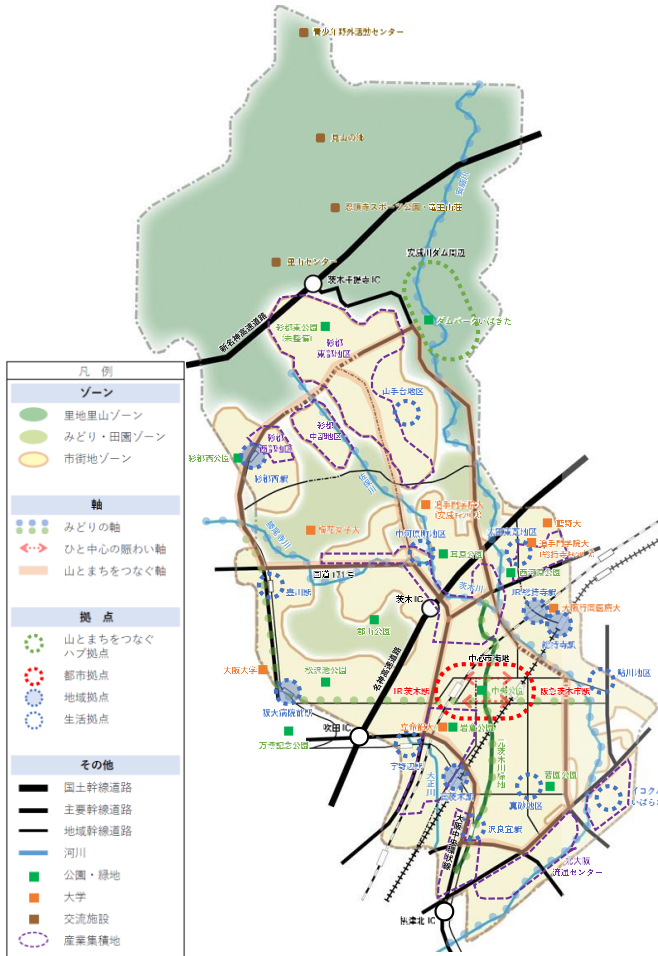


第2章 全体構想

【資料1-5 参照】

■将来都市構造【P.42-43】

「市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）」の実現に向け、将来都市構造と分野別の都市づくりの方針を示す



(4) 都市防災【P.50】

○関連分野の計画：地域防災計画、国土強靱化地域計画、雨水基本構想 等

- 方針4-1 災害に備えた都市づくりの推進
方針4-2 迅速な復旧・復興への対策



大阪府北部地震の経験



防災協定の締結



ハザードマップ・自主防災

(6) みどり・都市環境【P.52】

○関連分野の計画：緑の基本計画、環境基本計画 等

- 方針6-1 みどりを活かした都市づくりの推進
方針6-2 環境にやさしい都市づくりの推進



北部地域の豊かなみどり



まちなかのみどり



元茨木川緑地リ・デザイン

■分野別の都市づくりの方針【P.44-53】

(1) 土地利用【P.44-45】

- 方針1-1 都市計画制度等の適宜適切な運用
方針1-2 土地利用ゾーニングに応じた適切な土地利用の誘導
方針1-3 社会経済情勢に応じた土地利用への対応



居住地域



産業集積地



市街地調整区域

(2) 都市施設・市街地整備【P.46-47】

- 方針2-1 拠点施設の維持・充実
方針2-2 市街地・拠点整備の推進



おにクル



イコクルいばらき



ダムパークいばきた

(3) 交通体系【P.48-49】

○関連分野の計画：総合交通戦略、パブリック基本構想、自転車利用環境整備計画 等

- 方針3-1 公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築
方針3-2 多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築
方針3-3 社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築



都市計画道路の整備



地域公共交通



自転車利用空間

(5) 居住環境【P.51】

○関連分野の計画：居住マスタープラン、空家等対策計画 等

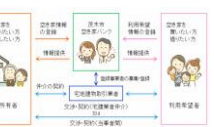
- 方針5-1 多様なライフスタイルに応じた良好な居住環境の形成
方針5-2 住みやすい居住環境の形成



郊外部のコミュニティ醸成



いばきたデザインPJ



空き家バンク制度

(7) 景観形成【P.53】

○関連分野の計画：景観計画、ストリートデザインガイドライン、屋外広告物ガイドライン 等

- 方針7-1 適切な規制・誘導による景観形成の推進
方針7-2 歩きやすく、歩きたくなる魅力ある景観形成の推進



北部地域（自然景観）



椿の本陣(歴史的景観)



公共空間活用の社会実験

第3章 地域別構想

【資料1-5 参照】

■地域づくりの方針【P.56-67】

「市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）」の実現に向け、5地域（北部地域・丘陵地域・中央地域・南部地域・中心市街地）に区分し、地域の特性に応じた地域づくりの方針を示す

目指す地域のイメージは、第1章の「暮らしのイメージ」と、地域づくりの方針は、第1章の「都市づくり戦略」と対応しています



(1)北部地域【P.58-59】

- 来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点づくり
【交流施設(里山センター、見山の郷等)】 **戦略1-1**
- 既存ストック等の活用に向けた開発許可制度の運用の円滑化・柔軟化【里地里山ゾーン等】 **戦略1-3**
- 地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進(みどりをつなぐ)【里地里山ゾーン、河川等】 **戦略1-1**
- 山とまちの移動を支える交通ネットワークの機能充実(みちをつなぐ)【里地里山ゾーン、山とまちをつなぐ軸等】 **戦略1-3**
- 山とまちのつながりや賑わいを広げる取組の推進(人・活動をつなぐ)【山とまちをつなぐハブ拠点】 **戦略1-3**



豊かな自然環境



里地里山



見山の郷

(2)丘陵地域【P.60-61】

- 地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進(みどりをつなぐ)【みどり・田園ゾーン、河川等】 **戦略1-3**
- 地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実
【地域拠点(彩都駅)】 **戦略2-1**
- 生活拠点での生活機能の維持・充実(暮らしやすさを維持するための予防的対応)【生活拠点(豊川駅、山手台地区等)】 **戦略2-1**
- 生活圏での暮らしの質の向上【市街地ゾーン(居住誘導区域)】 **戦略2-2**
- 拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消【山とまちをつなぐ軸(茨木箕面丘陵線、山麓線等)】 **戦略2-2**
- 公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実
【市街地ゾーン(居住誘導区域)】 **戦略2-2**



彩都地区



山手台新町地区

(3)中央地域【P.62-63】

- 地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進(みどりをつなぐ)【みどり・田園ゾーン、西河原公園等】 **戦略1-3**
- 地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実
【地域拠点(総持寺駅及び周辺地区、阪大病院前駅)】 **戦略2-1**
- 生活拠点での生活機能の維持・充実(暮らしやすさを維持するための予防的対応)【生活拠点(宇野辺駅、太田東芝地区等)】 **戦略2-1**
- 生活圏での暮らしの質の向上【市街地ゾーン(居住誘導区域)】 **戦略2-2**
- 拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消【茨木寝屋川線、駅前太中線、国道171号(西河原交差点)】 **戦略2-2**
- 公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実
【市街地ゾーン(居住誘導区域)】 **戦略2-2**



J R 総持寺駅



西河原公園

(4)南部地域【P.64-65】

- 地域資源のネットワーク化による自然と共生する都市づくりの推進(みどりをつなぐ)【みどり・田園ゾーン、河川等】 **戦略1-3**
- 地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実
【地域拠点(南茨木駅)】 **戦略2-1**
- 生活拠点での生活機能の維持・充実(暮らしやすさを維持するための予防的対応)【生活拠点(真砂地区、イコクルいばらき等)】 **戦略2-1**
- 生活圏での暮らしの質の向上【市街地ゾーン(居住誘導区域)】 **戦略2-2**
- 拠点間を結ぶ主要ネットワークとなる道路整備の推進と渋滞解消【駅前太中線、阪急南茨木駅平線等】 **戦略2-2**
- 公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実
【市街地ゾーン(居住誘導区域)】 **戦略2-2**



北大阪流通センター



イコクルいばらき

(5)中心市街地【P.66-67】

- 2コア1パーク&モールの都市構造を活かした、ひと中心のまちなかづくり【都市機能誘導区域】 **戦略1-2**
- 駅前ならではの質の高い都市機能の誘導(2コア)【J R 茨木駅、阪急茨木市駅】 **戦略1-2**
- 既存ストックや公共空間活用による魅力ある都市空間の創出(1パーク)【中央公園、元茨木川緑地等】 **戦略1-2**
- 2つのコアを結ぶ歩きたくなる空間デザインのストリートの創出(モール)【中央通り、東西通り】 **戦略1-2**
- 山とまちのつながりや賑わいを広げる取組の推進(人・活動をつなぐ)【おにクル】 **戦略1-3**



おにクル

第4章 共創のまちづくりの進め方

【資料1-5 参照】

■共創のまちづくりの進め方【P.70-72】

人々が出会い・集い・活動が生まれるような、場の創出とさまざまな主体の関わりしるを増やすことが重要になってきており、そのために必要な場づくりや関係づくりの進め方を示す

魅力的な場の創出に向けた仕組みづくり

- 商店や公共施設のほか屋外でも道路や公園などの「空間」があり、暮らす人や本市を訪れる人たちにとって居心地の良い空間に変え、居場所を創出していく

■公共空間活用に活用に向けた社会実験の事例

- ・IBALAB@広場
- ・元茨木川緑地
- ・みちクル
- ・IBARAKI STREET ACTION
- ・ダムチャレ



活動や関係を生み出す体制づくり

- 事業者による公共空間の整備・活用や施設整備・管理運営など、事業者の活力を活かした都市づくりを促進する
- 既存制度の活用を進めるとともに、新たな制度の導入・活用などを検討していく

まちの将来像や価値観への共有・共感を広げる取組の推進

- 考え方や活動の様子をまとめ、発信することで、興味や関心を持ってもらう
- 活動する人々の裾野を広げる取組を推進していく



イバラキクラウド

大学との連携による地域課題などへのアプローチの推進

- 市内に立地する5つ大学や連携大学が有する研究・調査機能などの知的資源と大学生の関わりにより、地域課題の解決につながるまちづくりを進めていく



地域住民と大学によるワークショップ

事業者との連携による地域課題などへのアプローチの推進

- 公民連携や新たな都市づくりにおいて進出した事業者との連携により、地域貢献の取組を推進していく



ダムパークいばきたフェスティバル

■地域づくりの進め方【P.73-76】

暮らしの質の向上や地域の愛着醸成に向けて、地域住民が主体となって住環境の改善やコミュニティの形成などの活動の進め方を示す

	構想・計画づくり		実現に向けて
	情報の提供・蓄積	地域づくりを考える	地域づくりの実現
地域住民	①地域づくりを知る ②さまざまな取組に参加する	③地域づくりを考える ④実現に向けて考える	⑤ルールを決定する ⑥活動や事業を実施する
行政	①地域づくりを知るための情報の提供 ②地域住民が参加する多様な機会の提供	③地域づくりに主体的に取り組む組織の育成・支援 ④地域住民による自主的なまちのルールづくりの支援	⑤地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけ ⑥エリアマネジメントの推進
大学・事業者・地域外の人	○地域づくり活動への支援・関わり		

■計画の進捗管理と見直しの方針【P.77】

第6次総合計画と連動した施策評価を行いながら、5年後に必要なに応じて中間見直しを行い、おおむね10年後には、計画全体を見直すこととする

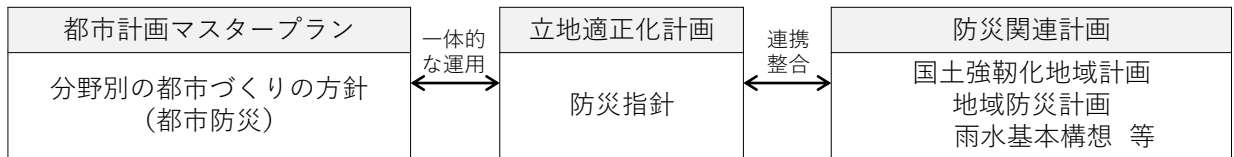
■ 防災指針とは【P.1】

近年、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、防災まちづくり推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている

防災指針は安全安心なまちづくりを推進するため、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために作成されるもので、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に関する指針となるとともに、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの

■ 防災指針の位置づけ【P.1】

本指針は、本市の防災関連計画との連携・整合を図るとともに、都市計画マスタープラン（都市防災の方針）と一体的な運用を行う



■ 前提条件の整理【P.3-9】

本指針では、水災害のうち「洪水」「内水」「土砂災害（大規模盛土造成地を含む）」を対象とする

ハザード情報

	ハザード情報
洪水	・ 浸水想定区域（計画規模降雨※1）
	・ 浸水想定区域（想定最大規模降雨※2）
	・ 浸水継続時間（想定最大規模降雨※2）
	・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨※2）
内水	・ 浸水想定区域（過去に他地域で発生した最大級規模の降雨※3）
土砂災害	・ 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
	・ 大規模盛土造成地※4

※1 計画規模降雨：河川整備における基本となる降雨。おおむね100年に1度の降雨確率（淀川は200年に1度の降雨確率）

・ 安威川等※5流域 247mm/24時間、淀川流域 261mm/24時間、女瀬川流域 289.8mm/24時間

※2 想定最大規模降雨：想定される最大規模の降雨。おおむね1000年に1度の降雨確率

・ 安威川等※5流域 776mm/24時間、淀川流域 360mm/24時間、女瀬川流域 1,070mm/24時間

※3 過去に他地域で発生した最大級規模の降雨

・ 茨木市全域における最大1時間雨量 146.5mm/時間

※4 大規模盛土造成地：谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち以下の要件に該当するもの

・ 谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が3,000㎡以上

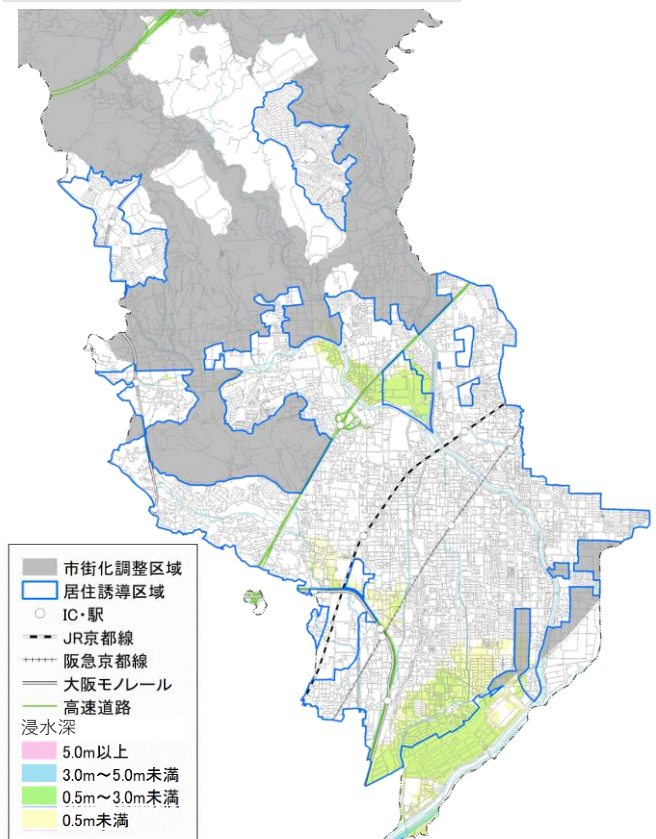
・ 腹付け型大規模盛土造成地：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ、盛土の高さが5m以上

■ 災害リスクの抽出・整理【P.10-18】

安威川ダムの整備により、浸水想定区域（計画規模降雨）が大幅に減少している

リスク評価の目安となる浸水深「3.0m」を超えないが、リスク低減に向けて取組が必要

洪水浸水想定区域図（計画規模降雨）



出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ（R6.11更新）

■防災まちづくりの将来像と取組方針【P.19-20】

防災まちづくりの将来像については、都市計画マスタープランや防災関連計画等における防災まちづくりに関する考え方を踏まえて設定する

また、将来像の実現に向け、ハード・ソフト両面から取組方針を設定する

（1）防災まちづくりの将来像 ～市民と共に創る災害に強く安全・安心に暮らせるまち～【防災指針P.19】

関連計画における考え方に共通する事項として「市民・事業者などとの連携」「地域防災力の向上」などが掲げられており、この考え方を踏まえて、市民など多様な主体と連携して災害に強く、安全・安心に暮らせるまちを目指す

（2）取組方針【防災指針P.20】

方針1 インフラの整備・改修等による被害の低減（ハード対策）

計画規模降雨で浸水深3.0m以上の区域及び大雨時に土砂災害の危険性が高い区域については、特に災害リスクが高いことから、居住誘導区域に含まないこととし、災害リスクの周知などソフト対策に努め、できるだけ居住しないように誘導する

方針2 リスクの周知や防災意識の向上等による被害の低減（ソフト対策）

そのほか、災害リスクがある区域については、リスク低減に向けたハード・ソフト両面からの取組を行うことを前提に、居住誘導区域に含める

■具体的な取組と取組事例【P.21-24】

具体的な取組については、すでに取組を進めているものであり、本市の計画（立地適正化計画、国土強靱化地域計画、地域防災計画、雨水基本構想など）、大阪府の淀川水系神崎川ブロック河川整備計画などに基づく取組と連携しながら、引き続き取組を推進する

（1）具体的な取組【P.21】

	具体的な取組	関連計画等	実施主体
ハード対策 (取組方針1)	・災害リスクを踏まえた居住誘導施策の推進 (届出制度による居住誘導、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強の支援 等)	・立地適正化計画等	市
	・水害予防対策の推進（洪水） (河川・水路の改修、建築物等の浸水対策、総合的な治水対策 等)	・淀川水系神崎川ブロック河川整備計画	府・市
	・水害予防対策の推進（内水） (下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進 等)	・雨水基本構想	市
	・土砂災害の予防対策の推進 (大規模盛土造成地の調査・経過観察などによる安全性確認 等)	・宅地耐震化推進事業	府・市
ソフト対策 (取組方針2)	・リスク周知や防災意識の高揚 (防災訓練の実施、ハザードマップの周知啓発、防災知識の普及啓発、防災教育等の推進 等)	・国土強靱化地域計画 ・地域防災計画	市
	・総合的な防災体制の整備 (自主防災体制の整備、避難地・避難路の指定・周知 等)	・国土強靱化地域計画 ・地域防災計画	市
	・地域住民、防災ボランティア団体、事業者、大学等との連携（災害時援助協定の締結 等）	・国土強靱化地域計画 ・地域防災計画	市

（2）取組事例の抜粋【防災指針P.22-24】

下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進

- 頻発する豪雨などによる浸水被害を低減するため、雨水基本構想に基づき、水路の拡幅や雨水管渠などの下水道施設の整備といったハード対策に加え、土のうステーションの設置などのソフト対策を合わせた総合的な浸水対策を推進
- 松沢排水区では、令和2年（2020年）12月に都市計画下水道(雨水)の都市計画変更を行い、既存水路や側溝の現況調査を踏まえ、雨水整備計画の検討を推進

防災教育等の推進

- 防災知識の普及のため、防災ハンドブックを作成
- 地震や土砂災害、水害が発生した際の対応フローなどを記載しており、災害が生じる前の防災知識として市民に広く普及啓発を実施

■ 施策の達成状況に関する指標の検証【P.1-11】

概ね5年毎に進捗状況に関する調査・分析・評価を行い、都市計画マスタープランの進捗管理と連携しながら、効率的に評価・フォローアップを進め、適切な見直しを図る

基本方針の土台となる考え方	現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図ります。	中間評価の値
基本方針1	郊外部における居住環境の持続を図ります。	
評価指標①	居住誘導区域内の人口密度	
基準値	[H27(2015)数値] 107人/ha (居住誘導区域内人口270,991人 / 居住誘導区域面積2,510ha)	[R2(2020)数値] ↗111人/ha(+4人/ha) (居住誘導区域内人口 279,731人 / 居住誘導区域面積 2,510ha) (総人口 287,730人)
目標	[R22(2040)数値] 上記基準値の維持	
目標の考え方	各施策の展開により現状の人口密度を維持します。	
期待される効果	一定の人口密度が確保されることで、生活利便施設の維持につながり、暮らし続けたい・暮らししてみたいまちの持続が図られます。	
評価指標②	公共交通の人口カバー率	
基準値	[H27(2015)数値] 87.1% (バス停300m圏人口+駅周辺800m圏人口) 235,950人 / 居住誘導区域内人口270,991人)	[R2(2020)数値] ↗87.2%(+0.1pt) (バス停300m圏人口+鉄道駅周辺800m圏人口 244,061人 / 居住誘導区域内人口 279,731人)
目標	[R22(2040)数値] 上記基準値の維持	
目標の考え方	複数の交通手段が選択できる現状を維持します。	
期待される効果	交通アクセスの利便性が維持されることで、暮らし続けたい、暮らししてみたいまちの持続が図られます。	
基本方針2	魅力ある中心市街地の再生を図ります。	
評価指標③	都市機能誘導区域における平日昼間の歩行者通行量	
基準値	[H29(2017)数値] 25,545人 (主要地点歩行者数の合計値)	[R1(2019)数値] ↗26,828人(+1,283人)
目標	[R22(2040)数値] 上記基準値の維持	[R2(2020)数値] ↘25,273人(-272人)
目標の考え方	人口が減少しても、「次なる茨木」の魅力の向上に資する都市機能の導入などにより、現状の数値を維持します。	[R3(2021)数値] ↗28,851人(+3,306人)
期待される効果	平日昼間の歩行者通行量の確保により、公共空間の活用や店舗の新規出店等が進み、賑わいの創出や経済活性化が図られます。	[R4(2022)数値] ↗31,731人(+6,186人)
		[R5(2023)数値] ↗32,042人(+6,497人)

■ 検証結果

すべての指標において、基準値に対して高い水準で推移していることから、各施策の展開により、暮らしやすさが維持されていると考えられる
今後も施策を継続して実施することを前提としつつ、「4章 誘導区域及び誘導施策」について、必要に応じて誘導施策の見直しを行うこととする

■誘導区域の見直し【P.1-2】

※赤字：現行計画からの変更箇所

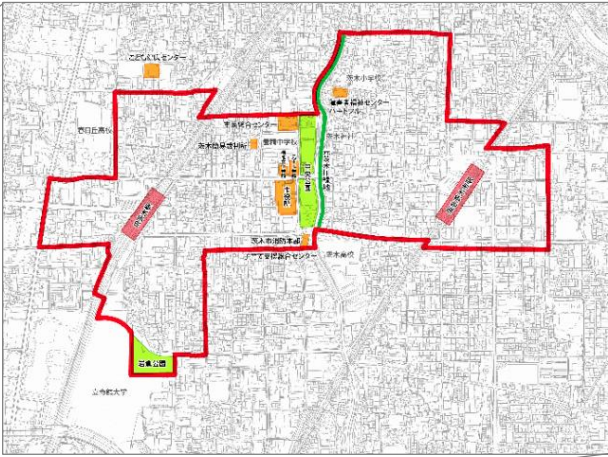
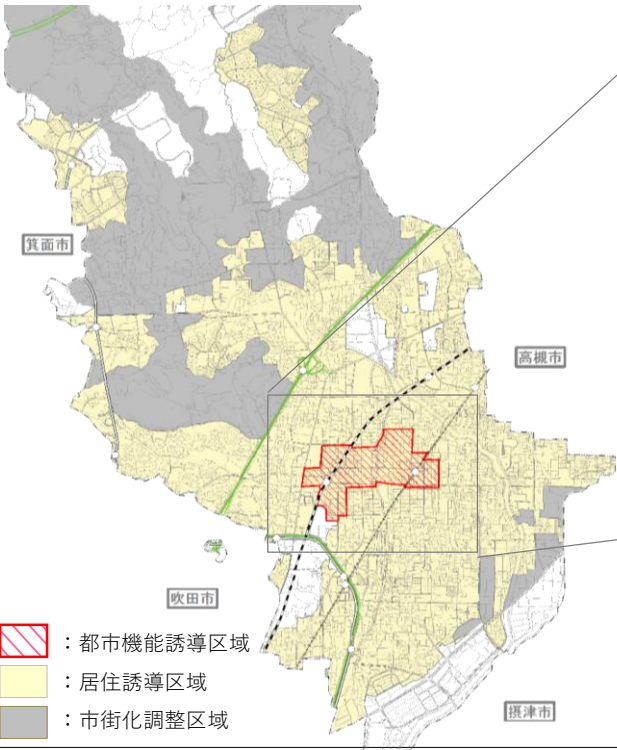
市街化区域で居住誘導区域から除外する区域について、防災指針を踏まえ「計画規模降雨で3.0m以上の浸水深が想定される区域」を今回追加

居住誘導区域

市街化区域から、災害の危険性のある区域や都市計画上、住宅の建築が制限されている区域などを除外して設定

都市機能誘導区域

中心市街地活性化基本計画の対象区域を基本に設定



【市街化区域で居住誘導区域から除外する区域】
「計画規模降雨で3.0m以上の浸水深が想定される区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」は居住誘導区域から除外します。
※工業地域のうち、計画公表時点で住宅として利用されている地域は居住誘導区域に含めます。

■誘導施策の見直し【P.3-15】 【資料1-8 P.12-36】

主に「病院誘致」「中心市街地活性化」に関する取組の進捗に合わせて内容の見直しを行う

病院誘致に関する取組の変更

	取組名	主な変更点
取組6	地域の中核となる病院の確保	・関連計画に「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」を追加
取組7	市民の命を支える医療施策のあり方を踏まえた病院の誘致	・関連計画に「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」を追加 ・取組概要に病院誘致の取組内容を追加
取組21	J R・阪急茨木両駅前周辺施設の再整備と病院の誘致	・関連計画に「J R茨木駅・阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画」「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」を追加し、阪急茨木市駅前における病院誘致の取組内容を追加

中心市街地活性化に関する取組の変更

	取組名	主な変更点
取組20	J R・阪急茨木の両駅前広場の機能向上	・関連計画に「J R茨木駅・阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画」を追加し、エスカレーターやバス乗り場シェルター、案内板設置等を追加
取組22	市民会館跡地エリア活用に伴う関連施設機能の最適化・複合化	・令和5年（2023年）11月に文化・子育て複合施設「おにクル」が整備されたことを追加
取組23	相乗効果を生み出す文化・子育て複合施設「おにクル」周辺等の整備・推進	・関連計画に「市民会館跡地エリア第二期整備基本計画」「市役所前線基本計画」「元茨木川緑地リ・デザイン計画」「東西軸（中央通り・東西通り）ストリートデザインガイドライン」を追加し、ひと中心の空間整備に向けた取組内容を追加
取組26	ひと中心のまちなかでの出会い・交流・活動の創出	・関連計画に「ひと中心の茨木まちなか戦略」「茨木市中心市街地活性化基本計画」を追加し、「ひと中心のまちなか」の価値観への共有・共感を広げる取組内容を追加